

仮想商店街「れじおん」

折込チラシサイト掲載サービス（無料）利用規約

第1章（規約の適用）

1. 石川商事株式会社（以下、「石川商事」といいます。）の提供する仮想商店街「れじおん」折込チラシサイト掲載サービス（無料）（以下、「本サービス」といいます。）の利用を目的とした契約の内容やその申込方法等について、この利用規約（以下、「本規約」といいます。）にて定めます。
2. 本サービスは、折込チラシデータをインターネット上に掲載する機能を備えたシステム（以下、「本システム」といいます。）を利用するものであり、本サービスの利用希望事業者（以下、「サプライヤー」といいます。）は、本サービスの申込前に本規約の内容を確認し、承諾するものとします。

第2章（規約の変更）

1. 石川商事は、サプライヤーの了解を得ることなく本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとします。
2. 変更後の利用規約は、石川商事が別途定める場合を除き、当該サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第3章（チラシ掲載に関して）

1. 別紙「折込チラシ掲載（無料）お申込書」、別紙「折込チラシ掲載（無料）依頼書」及びチラシデータ（JPEG形式）を石川商事が受け入れた時点で本サービスへの掲載が可能であるとみなします。
2. 石川商事への掲載依頼は石川商事の前営業日の14時までに行うものとします。
3. 石川商事が受け取ったチラシデータの返還はいたしません。
4. チラシの継続掲載期間の上限は、一回のチラシ掲載につき、10日間となります。また、チラシ掲載の予約申し込みは掲載予定日の1ヶ月前より受け付けます。

第4章（解約及びキャンセル）

1. 別紙「折込チラシ掲載（無料）依頼書」とチラシデータを石川商事が受け取らない限り、本サービスへのチラシ掲載は行われなため、特定の解約処理は発生いたしません。
2. 第3章の1に示す時点以降のチラシ掲載のキャンセルはできません。

第5章（登録情報の変更）

1. 申込書の内容に変更が生じた場合、サプライヤーは石川商事所定の方法により、遅延なくその旨を届け出るものとします。
2. 前項の届け出を怠った結果、サプライヤーが不利益を被ったとしても石川商事は一切その責任を負いません。また、石川商事からの通知などが不到達となっても、通常到達すべき時期に到達したものとみな

します。

3. 石川商事は、変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止、又は利用契約を解除することがあります。

第6章（利用料の支払い）

本サービスの利用料は、発生しません。

第7章（パスワードの自己管理責任）

1. 本サービスを利用するには、サプライヤーは石川商事より提供されたログイン用のID及びパスワードを使用するものとします。
2. メールアドレスは実際にメールの受け取りが可能なメールアドレスを使用するものとします。また、フリーアカウントのメールアドレスの使用は認められません。
3. 本サービスを利用するのに必要なパスワードは、サプライヤーが自己の責任において管理するものとします。
4. サプライヤーは、第三者によるパスワードの盗用を防ぐため、第三者に容易に類推できないパスワードの設定、また定期的にパスワードを変更するなどによりサプライヤー自身はその管理に努め、石川商事は第三者によるパスワードの盗用につき一切の責任を負わないものとします。
5. パスワードを失念した場合、なりすましなどによる漏洩防止のため、下記メールアドレスまでご連絡ください。24時間メールは受け付けますが、対応可能時間は平日9:00～17:00までといたします。（土日祝日を除く）

region@ishikawa-shouji.co.jp

第8章（権利の譲渡制限）

サプライヤーは、石川商事の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、または担保に供してはなりません。

第9章（通信設備等）

1. サプライヤーは、自己の責任において本サービスを利用する為に必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保有し管理するものとします。
2. サプライヤーが本サービスを利用するためにかかる通信回線などの利用料は、サプライヤーが負担するものとします。

第10章（禁止事項）

1. サプライヤーは、本サービスの利用にあたり、以下に定める行為またはそのおそれがある行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行わないものとし、サプライヤーが禁止行為を行った場合は契約を解

除いたします。

- ①. 他の利用者または第三者、もしくは石川商事の一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為。
- ②. 他の利用者または第三者、もしくは石川商事を差別もしくは中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為。
- ③. 他の利用者または第三者、もしくは石川商事に不利益を与える行為。
- ④. 他の利用者または第三者になりすまして、本サービスを利用する行為。
- ⑤. 法律または法令、もしくは公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑥. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる内容。
- ⑦. わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する内容。
- ⑧. その他、石川商事 が不適切と判断する行為。

2. サプライヤーが次の項目に該当する場合、その事実が明らかになった時点で契約を解除いたします。

- ①. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者）である場合
- ②. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員である場合
- ③. 法人または団体で、その役員のなかに暴力団員が該当する者がいる場合

第11章（掲載不可）

1. 石川商事がチラシの掲載内容を不適当と判断する場合、その登録を取り消すことができるものとします。
2. サプライヤーは、以下のチラシ内容を本システム内で掲載できないものとします。
 - ①. 犯罪を誘発するおそれのあるもの
 - ②. 生命・健康・財産・プライバシーその他の権利を侵害する恐れのあるもの
 - ③. 猥褻物など公序良俗に反するもの
 - ④. 第三者の保有する著作権・商標権などの知的財産権を侵害する恐れのあるもの
 - ⑤. その他当社が別途指定するもの

第12章（サプライヤーの責任）

1. サプライヤーは、本サービス内に投稿されるチラシデータは自己の責任にて確認するものとし、石川商事はその行為についていかなる責任も負わないものとします。
2. サプライヤーは、本サービスの利用にあたり、石川商事所定の手順およびセキュリティ手段を遵守し履行するものとします。
3. サプライヤーは、本サービスまたは本システムを介して入手した個人情報の取り扱いについては、通産省の定める「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」やその他の商習慣に

従うものとします。

第13章（利用者に対する免責）

1. 石川商事は、利用者の実在性、本人同一性、信頼性、支払い能力等について、サプライヤーに対し保証するものではなく、またいかなる責任も負いません。
2. 利用者に対する購入意思の確認等は、サプライヤーの判断と責任にてこれを行うものとします。

第14章（返品・クレーム対応）

1. サプライヤーは、サプライヤー自身またはサプライヤーの取り扱うチラシに関して、利用者または第三者から返品やクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
2. サプライヤーは、前項の返品やクレームを解決するにあたって、利用者または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を石川商事に対して報告するものとします。また、サプライヤーが前項のクレーム対応上、利用者へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に石川商事にその内容を通知するものとします。

第15章（知的所有権）

1. 本サービスで提供される情報に関する著作権、著作人格権ならびそれに含まれる知的所有権は、石川商事または石川商事の指定する者に帰属するものとします。サプライヤーは、石川商事の書面による事前許可を得ることなく、営利目的の有無を問わず本サービスで提供される情報について、その複製、改変、編集、頒布などの行為を一切しないものとします。
2. サプライヤーは、本サービス及び本システムに関して提供される物及び情報を以下の通りに扱うものとします。
 - ①. 本サービス内での掲載のためのみに使用すること。
 - ②. 営利目的の有無によらず、第三者への貸与・譲渡・担保設定などしないこと。
 - ③. 石川商事または石川商事が指定する者が表示した著作権表示を削除しないこと。
3. 本規約は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとします。

第16章（機密保持）

1. 本サービスの提供により知り得た機密情報（以下、「機密情報」といいます。）を開示する者を「開示者」といい、開示される者を「被開示者」といい、本条の規定は、本サービスの利用契約終了後にも効力を有するものとします。
2. 被開示者は、開示者により開示された機密情報について厳に秘密を保持し、これを本サービスの利用目的以外に使用しないものとします。

ただし、以下の機密情報は該当しないものとします。

①. 公知の事実

②. 相手方に開示を受ける以前より保有していた情報

③. 本サービスに依存せずに得られた情報

3. 被開示者は、開示者により開示された機密情報に関するすべての書面および媒体ならびにそれらの複製物を他の資料および物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもってこれらを保管するものとします。

4. 被開示者は、機密情報を表示し、もしくは化体する有体物（書面、図面、電磁的記録、試作品等を含む）を本サービスの利用目的に必要な場合を除き複製しないものとします。

5. 被開示者は、開示者の書面による事前の同意を得ることなくして機密情報を第三者に開示し、または漏洩しないものとします。

6. 被開示者は、本サービスの利用目的に必要な範囲において、被開示者の取締役、監査役、従業員に機密情報を開示することができます。また、顧問弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等秘密保持義務を職務上負担する者に相談する必要がある場合にも、機密情報を開示することができます。

7. 被開示者が、前項および前々項に列挙する者を含む第三者に対して機密情報を開示する場合は、被開示者は当該第三者による機密情報の取扱いについて一切の責めを負うものとします。

8. 前各項の規定に係らず、本規約の当事者は、法令による場合、又は裁判所若しくは政府機関その他公的機関による強制力を伴う命令、要求若しくは要請がある場合は、当該命令等に従うために必要な限度において機密情報を開示することができます。ただし、この場合、開示を行った当事者は開示した旨を速やかに相手方に通知するとともに、相手方の合理的な指示に従うものとします。

第17章（非保証・免責）

1. 石川商事は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。

2. 石川商事は、本サービスに起因して利用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用等により当社の免責が制限される場合であっても、当社の過失による債務不履行又は不法行為によりお客様に生じた損害賠償は、損害が発生した月に石川商事がサプライヤーから受領した利用料の総額を上限とします。

第18章（損害賠償）

1. 石川商事の責に帰すべき理由により本サービスが提供できない又はその他の事由により石川商事がサプライヤーに損害賠償をする場合において、本サービスの基本料金の1ヶ月相当額を賠償の限度額としま

す。ただし、石川商事は、サプライヤーが本サービスを全く利用できない状態にあることを石川商事が知った時刻から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、履行不能の責を負うものとします。

2. サプライヤーは、自ら本規約に違反する行為または不正もしくは違法に本サービスを利用する行為により石川商事に損害を与えた場合には、石川商事が本システムのサプライヤーの会員資格を取消したか否かに関わらず、石川商事に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第19章（免責事項）

1. 天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令または指導、ストライキ、交通の閉塞その他石川商事の管理能力を超える不可抗力事由により、石川商事が契約上の義務を履行できない、もしくは履行期限を遵守できない場合には、石川商事はその不履行の責を負わないものとします。

2. また、不可抗力が生じた場合には、石川商事はサプライヤーに通知することにより、契約を解除することができるものとします。

第20章（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第21章（管轄裁判所）

サプライヤーと石川商事は、本規約に関して紛争が生じた場合には、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

（附則）

2016年8月1日 制定・施行